

様式1(主な取組)

活動指標名	監視指導計画に基づく検査実施率				R元年度			R元年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要
実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
	112%	103%	106%	120%	101.6% (検査の実施)	100%	100.0%	31,000	順調	<p>「令和元年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づく食品取扱施設への監視指導件数は、計画値9,601件に対し実績値9,759件、食品の検査数は計画値1,090件に対し実績値1,170件となった。また、沖縄県環境科学センターと連携し国際標準であるHACCP普及講習会を県内5カ所で合計7回実施した。</p> <p>進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果</p> <p>食品取扱施設の監視指導及び食品の検査を「令和元年度沖縄県食品衛生監視指導計画」とおり実施し、計画値100%に対し101.6%で計画値を上回り、順調に取り組みを推進することができた。</p> <p>監視指導計画件数及び食品検査件数ともに計画値を上回り、食品の安全性確保に寄与した。</p>
活動指標名					R元年度					
実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
活動指標名					R元年度					
実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
(2)これまでの改善案の反映状況										
令和元年度の取組改善案						反映状況				
<ul style="list-style-type: none"> 「平成31年度沖縄県食品衛生監視指導計画」を作成し、同計画に基づき食品取扱施設に対する監視指導の強化を計画的かつ効率的に実施できるように取り組む。 県内の食品等事業者へHACCPを促進するため、食品等事業者に対し講習会等を実施するとともに、HACCP導入状況等についてアンケート調査を実施し課題抽出に取り組む。 						<ul style="list-style-type: none"> 「令和元年度沖縄県食品衛生監視指導計画」で示した数値目標9,601件を上回る9,759件の食品取扱施設の監視指導を行った。 国際標準であるHACCP導入を促進するため、県内5カ所で食品取扱施設を対象に合計7回の講習会を開催するとともに、啓発リーフレット等を作成し配布した。アンケート調査では、講習会については参加者の約9割がわかりやすかったと回答し、引き続き講習会、相談窓口設置などの導入支援の要望があった。 				



様式1(主な取組)

3 取組の検証 (Check)

(1) 推進上の留意点 (内部要因、外部環境の変化)

○内部要因

- ・食品取扱事業者に対し、食品の安全性を向上させる衛生管理の手法の一つであるHACCP導入促進のため、講習会開催、啓発チラシの配布を行った。
- ・令和元年度の食中毒発生数は26件であった。

○外部環境の変化

- ・平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、原則として全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施が義務づけられることになった。
- ・改正食品衛生法の施行は、令和2年6月1日で、さらに1年の経過措置期間が設けられている。

(2) 改善余地の検証 (取組の効果の更なる向上の視点)

- ・直近の3年間をみると、食品取扱施設を原因とした発生割合が増加傾向にあることから、食品取扱施設に対する監視指導を強化する必要がある。
- ・HACCP導入状況等についてアンケート調査を行った結果、小規模事業者においてHACCPについての理解や導入が進んでいないことが明らかになったため、小規模事業者に重点を置いて普及啓発を行う必要がある。

4 取組の改善案 (Action)

- ・「令和2年度沖縄県食品衛生監視指導計画」を作成し、同計画に基づき食品取扱施設に対する監視指導の強化を計画的かつ効率的に実施できるよう取り組む。
- ・県内の食品等事業者にHACCP導入を促進するため、特に小規模事業者を対象とした講習会開催やチラシの配布など、HACCPに沿った衛生管理の方法等の普及啓発に取り組む。

様式1(主な取組)

「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進	施策	① 食品等の安全・安心の確保
			施策の小項目名	○飲料水衛生対策
主な取組	飲料水衛生対策(飲料水衛生対策費)			
対応する主な課題	②安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び濁水時等の衛生対策を図る必要がある。			

1 取組の概要 (Plan)

取組内容		年度別計画				
		H29	H30	R元	R2	R3
安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視に取り組む。		80.3% 簡易専用水道の検査受検率				100%
実施主体	県、市町村					
担当部課【連絡先】	保健医療部衛生薬務課 【098-866-2055】					
		簡易専用水道の衛生対策及び水道水質の監視				

2 取組の状況 (Do)

(1) 取組の進捗状況 (単位：千円)

予算事業名							R2年度		令和元年度活動内容と令和2年度活動計画
主な財源	実施方法	H27年度決算額	H28年度決算額	H29年度決算額	H30年度決算額	R元年度決算見込額	当初予算額	主な財源	
飲料水衛生対策事業費									
県単等	その他	3,567	3,647	3,472	3,832	3,786	4,245	県単等	○R元年度：簡易専用水道等を新たに設置する事業者が及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視等に取り組む。 ○R2年度：簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視等に取り組む。
予算事業名							R2年度		令和元年度活動内容と令和2年度活動計画
主な財源	実施方法	H27年度決算額	H28年度決算額	H29年度決算額	H30年度決算額	R元年度決算見込額	当初予算額	主な財源	
									○R元年度： ○R2年度：

様式1(主な取組)

活動指標名	簡易専用水道の検査受検率				R元年度			R元年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要
実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
	83.3%	83.3%	79.1%	78.4%	78.4% (H30年度)	90.2%	86.9%	3,786	概ね順調	<p>簡易専用水道の新設事業者に対し、設置後の検査受検について指導を行った結果、県内の簡易専用水道の検査受検率は、R元年度実績で78.4%であった。</p> <p>進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果</p> <p>簡易専用水道を新たに設置する事業者に対して、設置届けの提出等の際に、設置後の検査受検について指導を行った。</p>
活動指標名					R元年度					
実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
活動指標名					R元年度					
実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
(2) これまでの改善案の反映状況										
令和元年度の取組改善案						反映状況				
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村水道担当課長会議等において、引き続き衛生対策の体制整備等の取組を促す。また、水道事業者としての立場からも設置事業者へ検査受検を実施するよう促す。 ・権限移譲された全市町村の担当部局へも、衛生対策の体制整備等への取組を促すなど検査受検率向上を図る。 ・保健所において、検査未受験の設置事業者に対する検査受験の指導及び不適合施設に対する指導を行うよう促す。 						<ul style="list-style-type: none"> ・市町村水道担当課長会議等において、衛生対策の体制整備等、取組の推進を促した。また、水道事業者としての立場からも設置事業者へ検査受検を実施するよう促した。 ・権限移譲された全市町村の担当部局へも、衛生対策の体制整備等への取組を促した。 ・保健所において、検査未受験の設置事業者に対する検査受験の指導及び不適合施設に対する指導を促した。 				



様式1(主な取組)

3 取組の検証 (Check)

(1) 推進上の留意点 (内部要因、外部環境の変化)

○内部要因

・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)等により、簡易専用水道及び専用水道に関する権限が一部市町村に移譲されており、権限移譲された市町村の担当機関が検査について把握できていない可能性がある。

○外部環境の変化

—

(2) 改善余地の検証 (取組の効果の更なる向上の視点)

- ・引き続き市町村水道担当課長等に対し衛生対策の教育訓練、また水道事業者を介し設置事業者へ啓発等を行う必要がある。
- ・権限移譲された市町村においても、担当部局に対し衛生対策の教育訓練、それを介し設置事業者へ啓発等を行う必要がある。

4 取組の改善案 (Action)

- ・市町村水道担当課長会議等において、引き続き衛生対策の体制整備等の取組を促す。また、水道事業者としての立場からも設置事業者へ検査受検を実施するよう促す。
- ・権限移譲された全市町村の担当部局へも、衛生対策の体制整備等への取組を促すなど検査受検率向上を図る。